
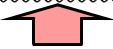
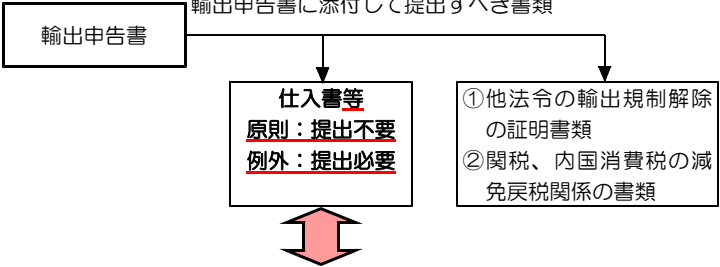
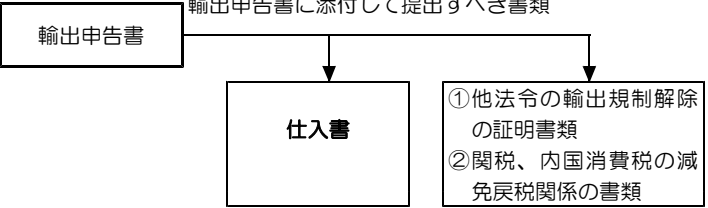


平成24年度 法令改正に係る『指針』内容の変更－新旧対照一覧

頁	新	旧
75	「I. 輸出通関手続の概要」の一部を変更する。	
輸出通関手続	<p>通常の輸出通関手続（全ての輸出者が行うことのできる原則どおりの輸出通関手続）</p> <p>輸出者は、保税地域等搬入前申告又は搬入後申告のいずれか選択的に行える。</p> <p>1. 保税地域等（他所蔵置場所を含む。以下同じ。）に搬入する前の輸出申告</p> <p>① （省略）</p> <p>② 輸出の許可を受けるため当該貨物を搬入する保税地域等を所轄する税関長に対して、<u>輸出申告</u>をして審査を受ける。 <u>原則として、仕入書の提出が不要である。</u></p> <p>③ （省略）</p> <p>2. 保税地域等に搬入した後の輸出申告</p> <p>① （省略）</p> <p>② 当該保税地域等の所在地を所轄する税関長に対して、輸出申告をして審査を受ける。 <u>原則として、仕入書の提出が不要である。</u></p> <p>3. ～5. （省略）</p>	<p>通常の輸出通関手続（全ての輸出者が行うことのできる原則どおりの輸出通関手続）</p> <p>輸出者は、保税地域等搬入前申告又は搬入後申告のいずれか選択的に行える。</p> <p>1. 保税地域等（他所蔵置場所を含む。以下同じ。）に搬入する前の輸出申告</p> <p>① （省略）</p> <p>② 輸出の許可を受けるため当該貨物を搬入する保税地域等を所轄する税関長に対して、<u>輸出申告</u>をして（<u>原則として、仕入書の提出が必要である。</u>）、審査を受け、</p> <p>③ （省略）</p> <p>2. 保税地域等に搬入した後の輸出申告</p> <p>① （省略）</p> <p>② 当該保税地域等の所在地を所轄する税関長に対して、輸出申告をして（<u>原則として、仕入書の提出が必要である。</u>）、審査を受け、</p> <p>3. ～5. （省略）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>平成24年度関税法改正により、平成24年7月1日施行</p> <p><u>原則として、輸出申告に際し、仕入書を提出することを要しない。</u></p> <p><u>しかし、税関長は、輸出申告があった場合において輸出の許可の判断のため必要があるときは、契約書、仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類で政令で定めるものを提出させることができる。したがって、税関長からこれらの書類の提出を求められた場合には、提出しなければならない。なお、税関長から提出の求めがなかった場合には、所定期間保存しなければならない。</u></p> </div>

頁	新	旧
76	「I. 輸出通関手続の概要」の一部を変更する。	
輸 出 通 関 手 続	<p>輸出申告の特例（一定の要件を満たす輸出者が行うことできる輸出通関手続） (省略)</p> <p>① (省略)</p> <p>② 当該貨物が置かれている場所又は当該貨物を積み込もうとする開港、税関空港若しくは不開港を所轄する税関長に対して、電子情報処理組織（NACCS）を使用して、 特定輸出申告 特定委託輸出申告 特定製造貨物輸出申告 <u>原則として、仕入書の提出が不要である。</u></p> <p>③～⑥ (省略)</p>	<p>輸出申告の特例（一定の要件を満たす輸出者が行うことできる輸出通関手続） (省略)</p> <p>① (省略)</p> <p>② 当該貨物が置かれている場所又は当該貨物を積み込もうとする開港、税関空港若しくは不開港を所轄する税関長に対して、電子情報処理組織（NACCS）を使用して、 特定輸出申告 特定委託輸出申告 特定製造貨物輸出申告 <u>(原則、仕入書の提出不要) (原則、仕入書の提出が必要)</u></p> <p>平成24年度関税法改正により、平成24年7月1日施行 <u>原則として、輸出申告に際し、仕入書を提出することを要しない。</u> <u>しかし、税関長は、輸出申告があった場合において輸出の許可の判断のため必要があるときは、契約書、仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類で政令で定めるものを提出させることができる。したがって、税関長からこれらの書類の提出を求められた場合には、提出しなければならない。なお、税関長から提出の求めがなかった場合には、所定期間保存しなければならない。</u></p> <p>③～⑥ (省略)</p>

頁	新	旧
77	<p>「Ⅱ. 輸出通関手続（通常の輸出通関手続）」の内容の一部を変更する。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>1. 保税地域等に搬入する前に輸出申告をして輸出の許可を受ける輸出通関手続</p> <p>① (省略)</p> <p>② 輸出の許可を受けるため当該貨物を搬入する保税地域等を所轄する税関長に対して、<u>輸出申告をし、申告書類の審査を受ける。</u> <u>原則として、仕入書の提出が不要である。</u></p> <p>③～⑤ (省略)</p> <p>2. 保税地域等に搬入した後に輸出申告をして輸出の許可を受ける輸出通関手続</p> <p>① (省略)</p> <p>② 当該保税地域の所在地を所轄する税関長に対して、輸出をし、申告書類の審査を受ける。 <u>原則として、仕入書の提出が不要である。</u></p> <p>③～④ (省略)</p>	<p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>1. 保税地域等に搬入する前に輸出申告をして輸出の許可を受ける輸出通関手続</p> <p>① (省略)</p> <p>② 輸出の許可を受けるため当該貨物を搬入する保税地域等を所轄する税関長に対して、<u>輸出申告をし（原則として、仕入書の提出が必要である。）、申告書類の審査を受け、</u></p> <p>③～⑤ (省略)</p> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>平成24年度関税法改正により、平成24年7月1日施行</p> <p><u>原則として、輸出申告に際し、仕入書を提出することを要しない。</u></p> <p><u>しかし、税関長は、輸出申告があった場合において輸出の許可の判断のため必要があるときは、契約書、仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類で政令で定めるものを提出させることができる。したがって、税関長からこれらの書類の提出を求められた場合には、提出しなければならない。なお、税関長から提出の求めがなかった場合には、所定期間保存しなければならない。</u></p> </div> <div style="text-align: center;">  </div> <p>2. 保税地域等に搬入した後に輸出申告をして輸出の許可を受ける輸出通関手続</p> <p>① (省略)</p> <p>② 当該保税地域の所在地を所轄する税関長に対して、輸出をし（<u>原則として、仕入書の提出が必要である。</u>）、申告書類の審査を受け、</p> <p>③～④ (省略)</p>

頁	新	旧
84 ～ 87	<p>「[3] 輸出申告に際し提出すべき書類」の内容の一部を変更する。</p> <p>(省略)</p> <p>【輸出申告書の添付書類】 輸出申告書に添付して提出すべき書類</p>  <p>仕入書等 原則：提出不要 例外：提出必要</p> <p>①他法令の輸出規制解除の証明書類 ②関税、内国消費税の減免戻税関係の書類</p> <p>原則として、仕入書の提出が不要である。 ただし、輸出申告を受理した税関長が輸出の許可の判断のために必要があるとして仕入書その他申告内容を確認するために必要な書類（以下「仕入書等」という。）の提出を求めた場合には、仕入書等を提出する必要がある。詳細については、後記「1. 仕入書等」を参照。</p> <p>1. 仕入書等 貨物を輸出する者が、税関長に対して輸出申告をした場合において、当該申告内容を裏付ける当該貨物に係る仕入書等の当該税関長への提出の要否は、次のとおりである《関法第68条、関令第61条第1項本文》。</p> <p>Check! 仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類 《関法第68条、関令第61条第1項、関法基本通達68-1-1》</p> <p>1. 仕入書（インボイス） 当該貨物の輸出売買取引等において、仕出国の荷送人が仕向国の荷受人に貨物の発送を通知するために作成する書類である。 一般に、次の内容が記載されているものをいう《関法基本通達68-1-1》。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 貨物の品名、種類、数量及び価格 ② 代金の支払方法 ③ 当該荷送人及び荷受人の住所又は居所及び氏名又は名称等 <p>2. その他の申告の内容を確認するために必要な書類 契約書、運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表、製造者若しくは売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類その他税関長が輸出申告の内容を確認するために必要な書類である《関法第68条、関令第61条第1項本文》。</p>	<p>(省略)</p> <p>【輸出申告書の添付書類】 輸出申告書に添付して提出すべき書類</p>  <p>仕入書</p> <p>①他法令の輸出規制解除の証明書類 ②関税、内国消費税の減免戻税関係の書類</p> <p>1. 仕入書（インボイス） 貨物を輸出する者は、当該貨物の輸出申告に際し、当該貨物に係る仕入書を、輸出申告内容の裏付けの基礎資料として、輸出申告書に添付して、提出しなければならない《関法第68条第1項本文》。</p> <p>Check! 仕入書（インボイス） 貨物の輸出売買取引等において、仕出人から仕向人に対して交付される書類であって、その売買取引等の内容を明示する計算書である。</p>

(1) 原則（仕入書等の提出不要）

貨物を輸出する者は、税関長に対する輸出申告に際して、当該貨物の申告内容を裏付ける当該貨物に係る仕入書等を当該税関長へ提出することを要しない《関税法第 68 条》。

具体的には、電子情報処理組織（NACCS）を使用して輸出申告をした場合において、審査区分が区分 1（簡易審査扱い）である場合には、当該貨物の申告内容を裏付ける当該貨物に係る仕入書等を当該税関長へ提出することを要しない。

Check! 区分 1（簡易審査扱い）であっても、申告後に仕入書の提出を要するもの

審査区分が区分 1（簡易審査扱い）である場合であっても、次の場合には、輸出申告後一定期間内に税関長に仕入書を提出することを要する。

① 輸出の許可の日から 3 日以内に仕入書の提出を要するもの

イ 原本確認を必要とする書類—他の法令の輸出規制の解除の証明

(イ) 関税法第 70 条に規定する他の法令の許可、承認、検査の完了又は条件の具備を証明するために書類の提出を要するもの

(ロ) 他の法令の規定により他の法令非該当貨物であることの証明又は税関において用途確認を要するために書類の提出を要するもの等

【例】文化財保護法に基づく重要文化財等に該当しないことの「古美術品輸出鑑査証明」 / 輸出貿易管理令に基づく輸出承認を要しないワシントン条約附属書 II 該当貨物に係る「CITES」

ロ 関税等の減免税関係の書類

(イ) 関税定率法又は関税暫定措置法その他関税に関する法令の規定により関税の軽減、免除又は払戻しに関連して輸出申告の際に所定の書類の提出を要するもの

(ロ) 内国消費税（消費税及び地方消費税を除く。）の輸出免税等を受けるために書類の提出を要するもの

② 税関から提出を求めた場合に提出を要するもの

税関長が特に必要と認めるもの

Check! 電子情報処理組織を使用した仕入書の提出

貨物を輸出する者は、電子情報処理組織（NACCS）を使用して税関長に対し輸出申告をした場合において、当該輸出申告を受理した税関長が、**輸出の許可の判断のために必要があるとして仕入書等の提出を求めた場合には、税関長が指定する期限までに仕入書を提出しなければならない**《NACCS 令第 3 条第 2 項》。

この場合において、貨物を輸出する者が、電子情報処理組織を使用して輸出する貨物に係る仕入書を提出することを希望するときは、電子情報処理組織と接続された電子計算機に仕入書情報登録画面（IVA 画面）を呼び出して、登録を要求されている事項を入力する方法により、仕入書を提出することができる。

(1) 原則（仕入書の提出）

仕入書は、輸出貨物の実態を的確に把握できる書類であるので、税関においては、この仕入書に基づいて、輸出申告の内容が正確であるかどうかを確認するとともに、貿易統計の作成、外国為替及び外国貿易法上の事務の確実な執行を期している。

したがって、輸出申告に際して、次の事項を記載して作成され、かつ、**仕出人が署名した仕入書**を税関に提出しなければならない《関税法第 68 条第 1 項本文、関令第 60 条第 1 項本文》。

ただし、税関が、次の記載事項のうち、関税法第 67 条（輸出の許可）に規定する**検査に支障がないと認める事項については、記載が不要である**《関令第 60 条第 1 項ただし書》。

なお、仕入書の提出を電子情報処理組織を使用するときは、仕出人の署名が不要である《関令第 60 条第 1 項ただし書後段》。

仕入書の法定記載事項	① 貨物の記号、番号、 品名、品種、数量及び価格 ② 仕入書の作成地及び作成の年月日 ③ 貨物の 仕向地及び仕出人 ④ 上記①の 価格の決定 に関係がある 契約の条件 （売買価格の建て方（FOB 条件、CIF 条件等）及びどこの通貨で決済を行う（円建、米ドル建等）かの取決め）
《仕入書についての留意事項》	
① 貨物の原産地は、仕入書の法定記載事項となっていない。 なお、原産地を記載することについては、法令上何らの制限もない。	
② 仕入書には、有効期間の定めがない。	

Check! 電子情報処理組織を使用した仕入書の提出

貨物を輸出入する者は、電子情報処理組織（NACCS）を使用して輸出入申告する場合において、電子情報処理組織を使用して輸出入する貨物に係る仕入書を提出することを希望するときは、電子情報処理組織と接続された電子計算機に仕入書情報登録画面（IVA 画面）を呼び出して、登録を要求されている事項を入力することにより、仕入書を提出することができる。

なお、輸出申告に際して、電子情報処理組織（NACCS）を使用して仕入書情報を登録した輸出者は、税関長から書面による仕入書の提出を要求されない限り、書面による仕入書を税関に提出することを要しない。しかし、輸入申告に際して、電子情報処理組織（NACCS）を使用して仕入書情報登録をした輸入者は、書面による仕入書を税関長が指定する期間内に税関に提出することを要する。

(2) 例外（仕入書等の提出必要）

貨物を輸出する者は、税関長に対して輸出申告をした場合において、当該輸出申告を受理した税関長が、輸出の許可の判断のために必要があるとして仕入書等の提出を求めた場合には、仕入書等を提出する必要がある《関法第 68 条、同令第 61 条第 1 項本文》。

(2) 例外（仕入書の提出不要）

次の場合には、仕入書を提出する必要がない《関法第 68 条第 1 項ただし書》。

① 税関において、仕入書を提出できない事由があると認めた場合《関法第 68 条第 1 項ただし書前段》

② 仕入書を提出する必要がない場合として関税法施行令において定める場合《関法第 68 条第 1 項ただし書後段、関令第 60 条第 3 項》

輸出する貨物には、輸入する貨物と異なり、関税が課されないため、仕入書を基礎として課税価格を決定する必要がない。

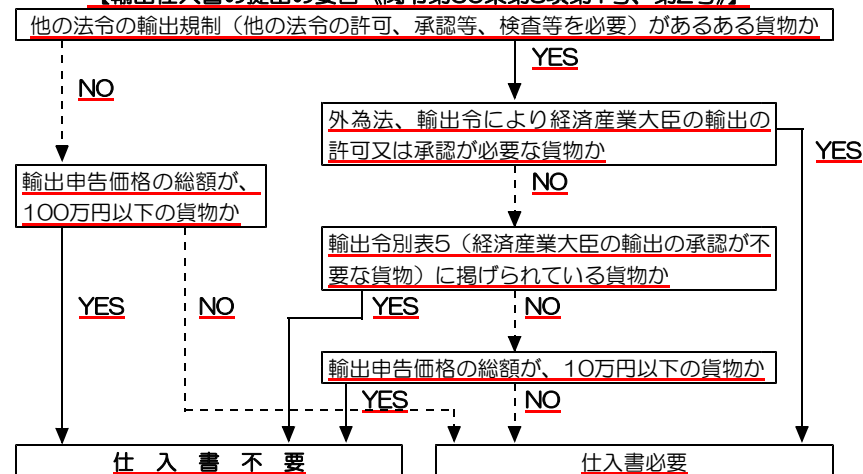
このため、関税法では、輸出する貨物について、他の法令（関税関係法令以外の法令）の輸出規制等を勘案して、輸出申告価格の総額が一定額以下である場合には、仕入書を提出する必要がないこととされている《関法第 68 条第 1 項ただし書後段、関令第 60 条第 3 項第 1 号、第 2 号》。

a 関税法第 70 条第 1 項又は第 2 項（他の法令の輸出規制の解除の証明又は確認）に規定する貨物以外の貨物、すなわち、他の法令の輸出規制がない貨物のうち、輸出申告価格の総額が 100 万円以下のもの《関令第 60 条第 3 項第 1 号》

b 関税法第 70 条第 1 項又は第 2 項に規定する貨物（外国為替及び外国貿易法第 48 条第 1 項（輸出の許可等）に規定する許可又は輸出貿易管理令第 2 条第 1 項（輸出の承認）に規定する承認を必要とするものを除く。）、すなわち、「外国為替及び外国貿易法」又は「輸出貿易管理令」以外の他の法令の輸出規制がある貨物のうち、輸出貿易管理令別表第 5（経済産業大臣の輸出の承認を要しない貨物）に掲げるもの又は同表に掲げるもの以外のもので、輸出申告価格の総額が 10 万円以下のもの《関令第 60 条第 3 項第 2 号》

上記の a 及び b の内容を、図で表すと、次のようになる。

【輸出仕入書の提出の要否《関令第60条第3項第1号、第2号》】



c 税関長が貨物の性質又は形状その他の事情を勘案して取締り上支障がないと認め
たものを輸出する場合（上記 a 及び b に掲げる場合を除く。）《関令第 60 条第 3
 項第 3 号》

平成24年度関税法改正により、平成24年7月1日施行
 原則として、輸出申告に際し、仕入書を提出することを要しない。
 しかし、税関長は、輸出申告があった場合において輸出の許可の判断のため必要がある
 ときは、契約書、仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類で政令で定める
 ものを提出させることができる。したがって、税関長からこれらの書類の提出を求められ
 た場合には、提出しなければならない。なお、税関長から提出の求めがなかった場合には、
 所定期間保存しなければならない。

2. 仕入書等以外の書類
 (省略)

2. 仕入書以外の書類
 (省略)

頁	新	旧																																										
108	<p>「【輸出申告の特例のメリット】」の表の一部を変更する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #f8d7da;">特定輸出申告／特定委託輸出申告／特定製造貨物輸出申告のメリット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">①～② (省略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">③ <u>特定輸出者、特定委託輸出者又は特定製造貨物輸出者は、原則として、仕入書の提出が不要である《関税法第68条》。</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">④ (省略)</td> </tr> </tbody> </table>	特定輸出申告／特定委託輸出申告／特定製造貨物輸出申告のメリット		①～② (省略)		③ <u>特定輸出者、特定委託輸出者又は特定製造貨物輸出者は、原則として、仕入書の提出が不要である《関税法第68条》。</u>		④ (省略)		<p>「【輸出申告の特例のメリット】」の表の一部を変更する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #f8d7da;">特定輸出申告／特定委託輸出申告／特定製造貨物輸出申告のメリット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">①～② (省略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">③ <u>特定輸出者は、特定輸出申告に際して、原則として仕入書を提出する必要がない《関税法第68条第1項かっこ書後段》</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(注) <u>特定委託輸出者は特定委託輸出申告に際し、特定製造貨物輸出者は特定製造貨物輸出申告に際して仕入書を提出する必要がある《関税法第68条第1項》。</u></p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>平成24年度関税法改正により、平成24年7月1日施行 <u>原則として、輸出申告に際し、仕入書を提出することを要しない。</u> しかし、税関長は、輸出申告があった場合において輸出の許可の判断のため必要があるときは、契約書、仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類で政令で定めるものを提出させることができる。したがって、税関長からこれらの書類の提出を求められた場合には、提出しなければならない。なお、税関長から提出の求めがなかった場合には、所定期間保存しなければならない。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">④ (省略)</td> </tr> </tbody> </table>	特定輸出申告／特定委託輸出申告／特定製造貨物輸出申告のメリット		①～② (省略)		③ <u>特定輸出者は、特定輸出申告に際して、原則として仕入書を提出する必要がない《関税法第68条第1項かっこ書後段》</u>		<p>(注) <u>特定委託輸出者は特定委託輸出申告に際し、特定製造貨物輸出者は特定製造貨物輸出申告に際して仕入書を提出する必要がある《関税法第68条第1項》。</u></p>		<p>平成24年度関税法改正により、平成24年7月1日施行 <u>原則として、輸出申告に際し、仕入書を提出することを要しない。</u> しかし、税関長は、輸出申告があった場合において輸出の許可の判断のため必要があるときは、契約書、仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類で政令で定めるものを提出させることができる。したがって、税関長からこれらの書類の提出を求められた場合には、提出しなければならない。なお、税関長から提出の求めがなかった場合には、所定期間保存しなければならない。</p>		④ (省略)																							
特定輸出申告／特定委託輸出申告／特定製造貨物輸出申告のメリット																																												
①～② (省略)																																												
③ <u>特定輸出者、特定委託輸出者又は特定製造貨物輸出者は、原則として、仕入書の提出が不要である《関税法第68条》。</u>																																												
④ (省略)																																												
特定輸出申告／特定委託輸出申告／特定製造貨物輸出申告のメリット																																												
①～② (省略)																																												
③ <u>特定輸出者は、特定輸出申告に際して、原則として仕入書を提出する必要がない《関税法第68条第1項かっこ書後段》</u>																																												
<p>(注) <u>特定委託輸出者は特定委託輸出申告に際し、特定製造貨物輸出者は特定製造貨物輸出申告に際して仕入書を提出する必要がある《関税法第68条第1項》。</u></p>																																												
<p>平成24年度関税法改正により、平成24年7月1日施行 <u>原則として、輸出申告に際し、仕入書を提出することを要しない。</u> しかし、税関長は、輸出申告があった場合において輸出の許可の判断のため必要があるときは、契約書、仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類で政令で定めるものを提出させることができる。したがって、税関長からこれらの書類の提出を求められた場合には、提出しなければならない。なお、税関長から提出の求めがなかった場合には、所定期間保存しなければならない。</p>																																												
④ (省略)																																												
119	<p>「【特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告に特有な事項】」の表の一部を変更する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="background-color: #f8d7da;">特定委託輸出者</th> <th style="background-color: #f8d7da;">特定製造貨物輸出者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸出申告の準備</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>輸出申告の申出</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>仕入書の提出</td> <td colspan="2"><u>原則として、仕入書の提出が不要である《関税法第68条》。</u></td> </tr> <tr> <td>特別な添付書類</td> <td>—</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>輸出貨物のコンテナー扱い</td> <td colspan="2">(省略)</td> </tr> <tr> <td>一貫運送</td> <td>(省略)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		特定委託輸出者	特定製造貨物輸出者	輸出申告の準備	(省略)	(省略)	輸出申告の申出	(省略)	(省略)	仕入書の提出	<u>原則として、仕入書の提出が不要である《関税法第68条》。</u>		特別な添付書類	—	(省略)	輸出貨物のコンテナー扱い	(省略)		一貫運送	(省略)	—	<p>「【特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告に特有な事項】」の表の一部を変更する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="background-color: #f8d7da;">特定委託輸出者</th> <th style="background-color: #f8d7da;">特定製造貨物輸出者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸出申告の準備</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>輸出申告の申出</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>仕入書の提出</td> <td colspan="2"><u>特定輸出者とは異なり、特定委託輸出申告又は特定製造貨物輸出申告に際して、仕入書を提出しなければならない。</u></td> </tr> <tr> <td>特別な添付書類</td> <td>—</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>輸出貨物のコンテナー扱い</td> <td colspan="2">(省略)</td> </tr> <tr> <td>一貫運送</td> <td>(省略)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		特定委託輸出者	特定製造貨物輸出者	輸出申告の準備	(省略)	(省略)	輸出申告の申出	(省略)	(省略)	仕入書の提出	<u>特定輸出者とは異なり、特定委託輸出申告又は特定製造貨物輸出申告に際して、仕入書を提出しなければならない。</u>		特別な添付書類	—	(省略)	輸出貨物のコンテナー扱い	(省略)		一貫運送	(省略)	—
	特定委託輸出者	特定製造貨物輸出者																																										
輸出申告の準備	(省略)	(省略)																																										
輸出申告の申出	(省略)	(省略)																																										
仕入書の提出	<u>原則として、仕入書の提出が不要である《関税法第68条》。</u>																																											
特別な添付書類	—	(省略)																																										
輸出貨物のコンテナー扱い	(省略)																																											
一貫運送	(省略)	—																																										
	特定委託輸出者	特定製造貨物輸出者																																										
輸出申告の準備	(省略)	(省略)																																										
輸出申告の申出	(省略)	(省略)																																										
仕入書の提出	<u>特定輸出者とは異なり、特定委託輸出申告又は特定製造貨物輸出申告に際して、仕入書を提出しなければならない。</u>																																											
特別な添付書類	—	(省略)																																										
輸出貨物のコンテナー扱い	(省略)																																											
一貫運送	(省略)	—																																										

頁	新	旧
126	<p>「[9] 特定輸出申告等に際し提出すべき書類」の内容を変更する。</p> <p><u>[9] 特定輸出申告等に際し提出すべき仕入書等</u></p> <p>前記「Ⅱ. - [3] 輸出申告に際し提出すべき書類」と同じである。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>check! <u>特定製造貨物輸出申告に際し貨物確認書の提出</u> <u>特定製造貨物輸出者は、特定製造貨物輸出申告に際し、貨物確認書を税関長に提出しなければならない</u>《関法第67条の3第4項》。</p> </div>	<p><u>[9] 特定輸出申告等に際し提出すべき書類</u></p> <p>1. 特定輸出申告に際し提出すべき書類 <u>特定輸出者は、税関長が輸出の許可の判断のためにその提出の必要があると認めた場合を除き、特定輸出申告に際し、仕入書を税関に提出する必要はない</u>《関法第68条第1項ただし書》。 <u>なお、特定輸出者は、特定輸出申告に係る貨物の仕入書を、輸出の許可の日の翌日から5年間、特定輸出者の本店、主たる事務所又は当該特定輸出貨物の輸出取引に係る事務所に保存しなければならない</u>《関法第67条の6第1項、関令第59条の12第2項、第4項》。</p> <p>2. 特定委託輸出申告に際し提出すべき書類 <u>前記「Ⅱ. - [3] 輸出申告に際し提出すべき書類」と同じである。</u> <u>すなわち、特定委託輸出者は、特定輸出者と異なり、特定委託輸出申告に際し、仕入書を税関に提出しなければならない</u>《関法第68条第1項本文》。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0; text-align: center;"> <p>平成24年度関税法改正により、平成24年7月1日施行</p> <p><u>原則として、輸出申告に際し、仕入書を提出することを要しない。</u></p> <p><u>しかし、税関長は、輸出申告があった場合において輸出の許可の判断のため必要があるときは、契約書、仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類で政令で定めるものを提出させることができる。したがって、税関長からこれらの書類の提出を求められた場合には、提出しなければならない。なお、税関長から提出の求めがなかった場合には、所定期間保存しなければならない。</u></p> </div> <p>3. 特定製造貨物輸出申告に際し提出すべき書類 <u>前記「Ⅱ. - [3] 輸出申告に際し提出すべき書類」と同じである。</u> <u>すなわち、特定製造貨物輸出者は、特定輸出者と異なり、特定製造貨物輸出申告に際し、仕入書を税関に提出しなければならない</u>《関法第68条第1項本文》。 <u>なお、特定製造貨物輸出者は、特定製造貨物輸出申告に際し、貨物確認書を税関長に提出しなければならない</u>《関法第67条の3第4項》。</p>

頁	新	旧																				
133	表の内容の一部を変更する。																					
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">輸入通関手続</th> </tr> <tr> <th style="width: 50%;">通常の輸入通関手続 (省略)</th> <th style="width: 50%;">特例輸入申告制度 (省略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> ① (省略) ② 当該保税地域のある場所を 所轄する 税関長に対して、 当該貨物の輸入申告と、 当該貨物に課される関税の納税申告 とを 併せて行う。 </td> <td style="vertical-align: top;"> ① (省略) ② 輸入地を所轄する税関長に対して、電子 情報処理組織（NACCS）を使用して、当 該貨物の輸入申告のみを行う。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <u>原則として、仕入書の提出が不要である。</u> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">▼ ③～⑤ (省略)</td> <td style="text-align: center;">▼ ③～④ (省略) ↓ 納税申告（特例申告） ①～② (省略)</td> </tr> </tbody> </table>	輸入通関手続		通常の輸入通関手続 (省略)	特例輸入申告制度 (省略)	① (省略) ② 当該保税地域のある場所を 所轄する 税関長に対して、 当該貨物の 輸入申告と、 当該貨物に課される 関税の納税申告 とを 併せて行う。	① (省略) ② 輸入地を所轄する税関長に対して、電子 情報処理組織（NACCS）を使用して、当 該貨物の 輸入申告のみを行う。	<u>原則として、仕入書の提出が不要である。</u>		▼ ③～⑤ (省略)	▼ ③～④ (省略) ↓ 納税申告（特例申告） ①～② (省略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">輸入通関手続</th> </tr> <tr> <th style="width: 50%;">通常の輸入通関手続 (省略)</th> <th style="width: 50%;">特例輸入申告制度 (省略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> ① (省略) ② 当該保税地域のある場所を 所轄する 税関長に対して、 当該貨物の輸入申告と、 当該貨物に課される関税の納税申告 とを 併せて行い、 （仕入書の提出を必要とする。） </td> <td style="vertical-align: top;"> ① (省略) ② 輸入地を所轄する税関長に対して、電子 情報処理組織（NACCS）を使用して、当 該貨物の輸入申告のみを行い、 （特例輸入者は、 原則として、仕入書の提出を要しない。） （特例委託輸入者は、 当分の間、仕入書を提出する必要がある 《関法基本通達67-3-4ただし書》。） </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;"> 平成24年度関税法改正により、平成24年7月1日施行 原則として、輸入申告に際し、仕入書を提出することを要しない。 しかし、税関長は、輸入申告があった場合において輸入の許可の判断のため 必要があるときは、<u>契約書、仕入書その他の申告の内容を確認するために必要</u> <u>な書類で政令で定めるものを提出させることができる。したがって、税関長か</u> <u>らこれらの書類の提出を求められた場合には、提出しなければならない。なお、</u> <u>税関長から提出の求めがなかった場合には、所定期間保存しなければならない。</u> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">▼ ③～⑤ (省略)</td> <td style="text-align: center;">▼ ③～④ (省略) ↓ 納税申告（特例申告） ①～② (省略)</td> </tr> </tbody> </table>	輸入通関手続		通常の輸入通関手続 (省略)	特例輸入申告制度 (省略)	① (省略) ② 当該保税地域のある場所を 所轄する 税関長に対して、 当該貨物の 輸入申告と、 当該貨物に課される 関税の納税申告 とを 併せて行い、 （仕入書の提出を必要とする。）	① (省略) ② 輸入地を所轄する税関長に対して、電子 情報処理組織（NACCS）を使用して、当 該貨物の 輸入申告のみを行 い、 （ 特例輸入者は、 原則として、仕入書の提出を要しない。 ） （ 特例委託輸入者は、 当分の間、仕入書を提出する必要がある 《関法基本通達67-3-4ただし書》。 ）	平成24年度関税法改正により、平成24年7月1日施行 原則として、輸入申告に際し、仕入書を提出することを要しない。 しかし、税関長は、輸入申告があった場合において輸入の許可の判断のため 必要があるときは、 <u>契約書、仕入書その他の申告の内容を確認するために必要</u> <u>な書類で政令で定めるものを提出させることができる。したがって、税関長か</u> <u>らこれらの書類の提出を求められた場合には、提出しなければならない。なお、</u> <u>税関長から提出の求めがなかった場合には、所定期間保存しなければならない。</u>		▼ ③～⑤ (省略)	▼ ③～④ (省略) ↓ 納税申告（特例申告） ①～② (省略)
輸入通関手続																						
通常の輸入通関手続 (省略)	特例輸入申告制度 (省略)																					
① (省略) ② 当該保税地域のある場所を 所轄する 税関長に対して、 当該貨物の 輸入申告と、 当該貨物に課される 関税の納税申告 とを 併せて行う。	① (省略) ② 輸入地を所轄する税関長に対して、電子 情報処理組織（NACCS）を使用して、当 該貨物の 輸入申告のみを行う。																					
<u>原則として、仕入書の提出が不要である。</u>																						
▼ ③～⑤ (省略)	▼ ③～④ (省略) ↓ 納税申告（特例申告） ①～② (省略)																					
輸入通関手続																						
通常の輸入通関手続 (省略)	特例輸入申告制度 (省略)																					
① (省略) ② 当該保税地域のある場所を 所轄する 税関長に対して、 当該貨物の 輸入申告と、 当該貨物に課される 関税の納税申告 とを 併せて行い、 （仕入書の提出を必要とする。）	① (省略) ② 輸入地を所轄する税関長に対して、電子 情報処理組織（NACCS）を使用して、当 該貨物の 輸入申告のみを行 い、 （ 特例輸入者は、 原則として、仕入書の提出を要しない。 ） （ 特例委託輸入者は、 当分の間、仕入書を提出する必要がある 《関法基本通達67-3-4ただし書》。 ）																					
平成24年度関税法改正により、平成24年7月1日施行 原則として、輸入申告に際し、仕入書を提出することを要しない。 しかし、税関長は、輸入申告があった場合において輸入の許可の判断のため 必要があるときは、 <u>契約書、仕入書その他の申告の内容を確認するために必要</u> <u>な書類で政令で定めるものを提出させることができる。したがって、税関長か</u> <u>らこれらの書類の提出を求められた場合には、提出しなければならない。なお、</u> <u>税関長から提出の求めがなかった場合には、所定期間保存しなければならない。</u>																						
▼ ③～⑤ (省略)	▼ ③～④ (省略) ↓ 納税申告（特例申告） ①～② (省略)																					

頁	新	旧
145 ～ 148	<p>「[3] 輸入（納税）申告に際し提出すべき書類」の内容の一部を変更する。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p style="text-align: center;">【輸入（納税）申告書の添付書類】 輸入（納税）申告書に添付して提出すべき書類</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> <p style="text-align: center;">輸入（納税） 申告書</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%; text-align: center;"> <p style="background-color: #f8d7da; padding: 2px;">仕入書等</p> <p style="background-color: #f8d7da; padding: 2px;">原則：提出不要 例外：提出必要</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%; text-align: center;"> <p style="background-color: #f8d7da; padding: 2px;">原産地証明書</p> <p style="font-size: small;">輸入貨物について「関税 についての条約」の特別 な便益を受けるために当 該輸入貨物の原産地を証 明した書類</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%; text-align: center;"> <p style="background-color: #f8d7da; padding: 2px;">その他の書類</p> <p style="font-size: small;">関税、内国消費税の 減免戻税の適用を受 けるための書類</p> </div> </div> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">⇕</p> <p><u>原則として、仕入書の提出が不要である。</u></p> <p><u>ただし、輸入（納税）申告を受理した税関長が輸入の許可の判断のために必要があるとして仕入書その他申告内容を確認するために必要な書類（以下「仕入書等」という。）の提出を求めた場合には、仕入書等を提出する必要がある。詳細については、後記「1. 仕入書等」を参照。</u></p> <p>1. 仕入書等</p> <p><u>貨物を輸入する者が、税関長に対して輸入（納税）申告をした場合において、当該申告内容を裏付ける当該貨物に係る仕入書等の当該税関長への提出の可否は、次のとおりである《関法第68条、関令第61条第1項本文》。</u></p>	<p style="text-align: center;">(省略)</p> <p style="text-align: center;">【輸入（納税）申告書の添付書類】 輸入（納税）申告書に添付して提出すべき書類</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> <p style="text-align: center;">輸入（納税） 申告書</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%; text-align: center;"> <p style="background-color: #f8d7da; padding: 2px;">仕入書 又は 仕入書に代わり 課税標準を決定 するための書類</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%; text-align: center;"> <p style="background-color: #f8d7da; padding: 2px;">原産地証明書</p> <p style="font-size: small;">輸入貨物について「関税 についての条約」の特別 な便益を受けるために原 産地を証明した書類</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%; text-align: center;"> <p style="background-color: #f8d7da; padding: 2px;">その他の書類</p> <p style="font-size: small;">関税、内国消費税の 減免戻税の適用を受 けるための書類</p> </div> </div> <p>1. 仕入書（インボイス）</p> <p><u>貨物を輸入する者は、当該貨物の輸入（納税）申告に際し、当該貨物に係る仕入書（インボイス）を輸入（納税）申告内容の裏付けの基礎資料として、輸入（納税）申告書に添付して提出しなければならない《関法第68条第1項本文》。</u></p>

Check! 仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類

《関法第68条、関令第61条第1項、関法基本通達68-3-1》

1. 仕入書（インボイス）

当該貨物の輸入売買取引等において、仕出国の荷送人が仕向国の荷受人に貨物の発送を通知するために作成する書類である。

一般に、次の内容が記載されているものをいう《関法基本通達68-3-1》。

- ① 貨物の品名、種類、数量及び価格
- ② 代金の支払方法
- ③ 当該荷送人及び荷受人の住所又は居所及び氏名又は名称等

2. その他の申告の内容を確認するために必要な書類

契約書、運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表、製造者若しくは売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類その他税関長が輸入申告の内容を確認するために必要な書類である《関法第68条、関令第61条第1項本文》。

（1）原則（仕入書等の提出不要）

貨物を輸入する者は、税関長に対する輸入（納税）申告に際して、当該貨物の申告内容を裏付ける当該貨物に係る仕入書等を当該税関長へ提出することを要しない《関法第 68 条》。

具体的には、NACCS を使用して輸入（納税）申告をした場合において、審査区分が区分 1（簡易審査扱い）である場合には、当該貨物の申告内容を裏付ける当該貨物に係る仕入書等を当該税関長へ提出することを要しない。

Check! 仕入書（インボイス）

貨物の輸入売買取引等において、仕出人から仕向人に対して交付される書類であって、その売買取引等の内容を明示する計算書である。

（1）原則（仕入書の提出）

仕入書は、輸入貨物の実態を的確に把握できる書類であるので、税関においては、この仕入書に基づいて、輸入（納税）申告の内容が正確であるかどうかを確認するとともに、申告に係る貨物の課税標準を決定して、貿易統計の作成、外国為替及び外国貿易法上の事務の確実な執行を期している。

したがって、輸入（納税）申告に際しては、当該申告に係る貨物の仕出国において作成され、次の事項を記載し、かつ、仕出人が署名した仕入書を、輸入（納税）申告書に添付して提出しなければならない《関法第 68 条第 1 項本文、関令第 60 条第 2 項本文》。

ただし、税関が、次の記載事項のうち、関税法第 67 条（輸入の許可）に規定する貨物検査に支障がないと認める事項については、記載が不要であり、当該仕入書の提出を電子情報処理組織を使用して行うときは、仕出人の署名が不要である《関令第 60 条第 2 項ただし書後段》。

Check! 区分1（簡易審査扱い）であっても、申告後に仕入書の提出を要するもの

審査区分が区分1（簡易審査扱い）である場合であっても、次の場合には、輸入（納税）申告後の一定期間内に税関長に仕入書を提出することを要する。

① 輸入申告の日から3日以内に仕入書の提出を要するもの

イ 原本確認を必要とする書類—他法令の輸入規制の解除の証明

(イ) 関税法第70条に規定する他法令の許可、承認、検査の完了又は条件の具備を証明するために書類の提出を要するもの

(ロ) 他の法令等の規定により他の法令非該当貨物であることの証明又は税関において用途確認を要するために書類の提出を要するもの等

【例】毒物及び劇物取締法に基づく社内見本・試験研究用の「薬監証明」／薬事法非該当であることの「薬監証明」／高圧ガス保安法に基づくエアソール製品等の適用除外品に係る「試験成績書」

ロ 原本確認を必要とする書類—原産地証明書

(イ) 経済連携協定税率（EPA税率）又は特惠税率の適用を受けようとする貨物であって、原産地証明書の提出を要するもの

(ロ) 協定税率の適用を受けようとする貨物であって、原産地証明書の提出を要するもの

ハ 原本確認を必要とする書類—通関数量の裏落しを必要とする書類（関税割当証明書）

関税定率法第9条の2及び関税暫定措置法第8条の6の規定による関税割当制度の適用を受けるために関税割当証明書の提出を要するもの

ニ 関税等の減免税関係の書類

(イ) 関税定率法又は関税暫定措置法その他関税に関する法令の規定により関税の軽減、免除又は払戻しを受けようとする場合であって、輸入申告の際に所定の書類の提出を要するもの

(ロ) 内国消費税の免除を受けようとする貨物の場合で、その免除を受けるために輸入申告の際に免税承認申請書、証明書又は未納税引取承認申請書の提出を要するもの

ホ 会計検査院に提出する必要があるもの

(イ) 1品目に対する関税額又は内国消費税額が300万円以上のもの

(ロ) 1品目に対する関税額又は内国消費税額について100万円以上の税額を軽減し又は免除するもの

② 税関から提出を求めた場合に提出を要するもの

税関長が特に必要と必要と認めるもの

仕入書の法定記載事項	① 貨物の記号、番号、品名、品種、数量及び価格
	② 仕入書の作成地及び作成の年月日
	③ 貨物の仕向地及び仕向人
	④ 上記①の価格の決定に関係がある契約の条件（売買価格の建て方（FOB条件、CIF条件等）及びこの通貨で決済を行う（円建、米ドル建等）かの取決め）
《仕入書についての留意事項》	
① 貨物の原産地は、仕入書の法定記載事項となっていない。なお、原産地を記載することについては、法令上何らの制限もない。	
② 仕入書には、有効期間の定めがない。	
《留意事項》	
輸入貨物には、輸出貨物とは異なり、関税が課されるので輸入申告価格の総額が一定額以下である場合には、仕入書を提出する必要がないとは規定されていない。	

Check! 電子情報処理組織を使用した仕入書の提出

貨物を輸入する者は、電子情報処理組織（NACCS）を使用して税関長に対し輸入（納税）申告をした場合において、当該輸入（納税）申告を受理した税関長が、輸入の許可の判断のために必要があるとして仕入書等の提出を求めた場合には、税関長が指定する期限までに仕入書を提出しなければならない（NACCS令第3条第2項）。

この場合において、貨物を輸入する者が、電子情報処理組織を使用して輸入する貨物に係る仕入書を提出することを希望するときは、電子情報処理組織と接続された電子計算機に仕入書情報登録画面（IVA画面）を呼び出して、登録を要求されている事項を入力する方法により、仕入書を提出することができる。

（2）例外（仕入書等の提出必要）

貨物を輸入する者は、税関長に対して輸入（納税）申告をした場合において、当該輸入（納税）申告を受理した税関長が、輸入の許可の判断のために必要があるとして仕入書等の提出を求めた場合には、仕入書等を提出する必要がある（関税法第68条、同令第61条第1項本文）。

Check! 電子情報処理組織を使用した仕入書の提出

貨物を輸出入する者は、電子情報処理組織（NACCS）を使用して輸出入申告する場合において、電子情報処理組織を使用して輸出入する貨物に係る仕入書を提出することを希望するときは、電子情報処理組織と接続された電子計算機に仕入書情報登録画面（IVA画面）を呼び出して、登録を要求されている事項を入力することにより、仕入書を提出することができる。

なお、輸出申告に際して、電子情報処理組織（NACCS）を使用して仕入書情報を登録した輸出者は、税関長から書面による仕入書の提出を要求されない限り、書面による仕入書を税関に提出することを要しない。しかし、輸入申告に際して、電子情報処理組織（NACCS）を使用して仕入書情報登録をした輸出者は、書面による仕入書を税関長が指定する期間内に税関に提出することを要する。

（2）例外（仕入書の提出不要）

次の場合には、仕入書を提出する必要がない（関税法第68条第1項ただし書）。

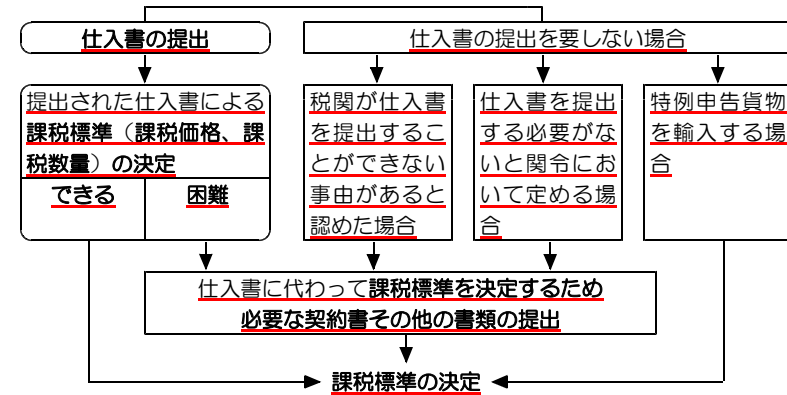
仕入書の提出を要しない場合	
①	<u>税関において、仕入書を提出できない事由があると認めた場合</u>
②	<u>特例申告貨物が輸入される場合</u> （特例輸入者にあつては、税関長が輸入の許可の判断のために、その提出の必要があると認める場合を除く。） （注）特例委託輸入者にあつては、当分の間、提出を要する（関税法基本通達67-3-4ただし書）。
③	<u>仕入書を提出する必要がない場合として関税法施行令において定める場合、すなわち税関長が貨物の性質又は形状その他の事情を勘案して取締り上支障がないと認めたものを輸入する場合</u> （上記①に掲げる場合を除く。）（関令第60条第3項第3号）
《留意事項》 （輸出する貨物とは異なり）輸入する貨物には、関税が課されるので、他の法令に規定する輸入規制等を勘案して、輸入申告価格の総額が一定額以下である場合であっても、仕入書を提出する必要がないとは規定されていない。	

（3）仕入書に代わり課税標準を決定するための書類の提出

輸入貨物には、輸出貨物と異なり、関税等が課される。

このため、輸入（納税）申告に際して提出した仕入書により申告に係る貨物の課税標準を決定することが困難な場合、又は、上記（2）のように仕入書の提出を要しない場合（特例申告貨物を輸入する場合を除く。）には、課税標準の決定のための必要な書類（輸入契約書類、運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表、製造者・売渡人・輸出者の間の取引についての書類、その他税関において課税標準の決定のために必要と認める書類）を税関に提出しなければならない（関税法第68条第2項、関令第61条第1項）。

【仕入書、仕入書に代わり課税標準を決定するための書類の提出】



平成24年度関税法改正により、平成24年7月1日施行
 原則として、輸入申告に際し、仕入書を提出することを要しない。
 しかし、税関長は、輸入申告があった場合において輸入の許可の判断のため必要があるときは、契約書、仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類で政令で定めるものを提出させることができる。したがって、税関長からこれらの書類の提出を求められた場合には、提出しなければならない。なお、税関長から提出の求めがなかった場合には、所定期間保存しなければならない。

頁	新	旧																												
183	<p>表の内容の一部を変更する。</p> <table border="1" data-bbox="235 311 1142 877"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="235 311 1142 343">特例輸入申告制度のメリット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="235 343 403 375">①</td> <td data-bbox="403 343 1142 375">(省略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 375 403 406">②</td> <td data-bbox="403 375 1142 406">(省略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 406 403 438">i</td> <td data-bbox="403 406 1142 438">(省略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 438 403 845">ii</td> <td data-bbox="403 438 1142 845"> <p>特例輸入者又は特例委託輸入者は、原則として、仕入書の提出が<u>不要である</u>《関法第68条》。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 845 403 877">iii</td> <td data-bbox="403 845 1142 877">(省略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 877 403 885">③～⑤</td> <td data-bbox="403 877 1142 885">(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	特例輸入申告制度のメリット		①	(省略)	②	(省略)	i	(省略)	ii	<p>特例輸入者又は特例委託輸入者は、原則として、仕入書の提出が<u>不要である</u>《関法第68条》。</p>	iii	(省略)	③～⑤	(省略)	<table border="1" data-bbox="1164 311 2060 877"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1164 311 2060 343">特例輸入申告制度のメリット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1164 343 1344 375">①</td> <td data-bbox="1344 343 2060 375">(省略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1164 375 1344 406">②</td> <td data-bbox="1344 375 2060 406">(省略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1164 406 1344 438">i</td> <td data-bbox="1344 406 2060 438">(省略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1164 438 1344 845">ii</td> <td data-bbox="1344 438 2060 845"> <p>特例輸入者は、原則として、仕入書の提出を<u>要しない</u>《関法第68条第1項ただし書》。 特例委託輸入者は、当分の間、特例申告貨物の輸入（引取）申告に際し仕入書を提出する必要がある《関法基本通達67-3-4ただし書》。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>平成24年度関税法改正により、平成24年7月1日施行 原則として、輸入申告に際し、仕入書を提出することを要しない。 しかし、税関長は、輸入申告があった場合において輸入の許可の判断のため必要があるときは、契約書、仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類で政令で定めるものを提出させることができる。したがって、税関長からこれらの書類の提出を求められた場合には、提出しなければならない。なお、税関長から提出の求めがなかった場合には、所定期間保存しなければならない。</p> </div> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1164 845 1344 877">iii</td> <td data-bbox="1344 845 2060 877">(省略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1164 877 1344 885">③～⑤</td> <td data-bbox="1344 877 2060 885">(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	特例輸入申告制度のメリット		①	(省略)	②	(省略)	i	(省略)	ii	<p>特例輸入者は、原則として、仕入書の提出を<u>要しない</u>《関法第68条第1項ただし書》。 特例委託輸入者は、当分の間、特例申告貨物の輸入（引取）申告に際し仕入書を提出する必要がある《関法基本通達67-3-4ただし書》。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>平成24年度関税法改正により、平成24年7月1日施行 原則として、輸入申告に際し、仕入書を提出することを要しない。 しかし、税関長は、輸入申告があった場合において輸入の許可の判断のため必要があるときは、契約書、仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類で政令で定めるものを提出させることができる。したがって、税関長からこれらの書類の提出を求められた場合には、提出しなければならない。なお、税関長から提出の求めがなかった場合には、所定期間保存しなければならない。</p> </div>	iii	(省略)	③～⑤	(省略)
特例輸入申告制度のメリット																														
①	(省略)																													
②	(省略)																													
i	(省略)																													
ii	<p>特例輸入者又は特例委託輸入者は、原則として、仕入書の提出が<u>不要である</u>《関法第68条》。</p>																													
iii	(省略)																													
③～⑤	(省略)																													
特例輸入申告制度のメリット																														
①	(省略)																													
②	(省略)																													
i	(省略)																													
ii	<p>特例輸入者は、原則として、仕入書の提出を<u>要しない</u>《関法第68条第1項ただし書》。 特例委託輸入者は、当分の間、特例申告貨物の輸入（引取）申告に際し仕入書を提出する必要がある《関法基本通達67-3-4ただし書》。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>平成24年度関税法改正により、平成24年7月1日施行 原則として、輸入申告に際し、仕入書を提出することを要しない。 しかし、税関長は、輸入申告があった場合において輸入の許可の判断のため必要があるときは、契約書、仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類で政令で定めるものを提出させることができる。したがって、税関長からこれらの書類の提出を求められた場合には、提出しなければならない。なお、税関長から提出の求めがなかった場合には、所定期間保存しなければならない。</p> </div>																													
iii	(省略)																													
③～⑤	(省略)																													

頁	新	旧
194 ～	「[8] 輸入（引取）申告に際し提出すべき書類」の内容の一部を変更する。	
195	<p><u>[8] 輸入（引取）申告に際し提出すべき仕入書等</u></p> <p>前記「<u>Ⅱ. - [3] 輸入（納税）申告に際し提出すべき書類</u>」と同じである。</p>	<p><u>[8] 輸入（引取）申告に際し提出すべき書類</u></p>
	<p>Check! 輸入（引取）申告の際における納税申告書類の提出不要</p> <p>特例輸入者又は特例委託輸入者は、特例申告貨物について、輸入（引取）申告と納税申告とを分離して行うので、輸入（引取）申告に際して、納税申告に必要な運賃明細書及び保険料明細書等並びに関税についての条約の特別の規定による便益（WTO協定税率又はEPA税率）を受けるための原産地証明書等の書類を税関に提出することを要しない。</p> <p>なお、特例申告貨物について特恵関税（特恵税率）の適用を受けるための特恵原産地証明書についても同じである。</p>	<p>1. 特例輸入者</p> <p>特例輸入者は、特例申告貨物の輸入（引取）申告に際して、税関長が輸入の許可の判断のためにその提出の必要があると認める場合を除き、当該貨物に係る仕入書を提出する必要がない<u>《関法第 68 条第 1 項ただし書前段》</u>。</p> <p>なお、特例輸入者は、特例申告貨物の輸入（引取）申告に際して税関に仕入書を提出しない場合には、当該仕入書を特例輸入者の本店又は主たる事務所等に特例申告貨物の輸入の許可の日の属する月の翌月の末日の翌日から 5 年間保存しなければならない<u>《関法第 7 条の 9 第 1 項、関令第 4 条の 12 第 4 項》</u>。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>平成24年度関税法改正により、平成24年7月1日施行</p> <p>原則として、輸入申告に際し、仕入書を提出することを要しない。</p> <p>しかし、税関長は、輸入申告があった場合において輸入の許可の判断のため必要があるときは、契約書、仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類で政令で定めるものを提出させることができる。したがって、税関長からこれらの書類の提出を求められた場合には、提出しなければならない。なお、税関長から提出の求めがなかった場合には、所定期間保存しなければならない。</p> </div> <p>2. 特例委託輸入者</p> <p>特例委託輸入者は、当分の間、特例申告貨物の輸入（引取）申告に際し仕入書を提出する必要がある<u>《関税法基本通達 67 - 3 - 4 ただし書》</u>。</p> <p>Check! 輸入（引取）申告の際における納税申告書類の提出不要</p> <p>特例輸入者等は、特例申告貨物について、輸入（引取）申告と納税申告とを分離して行うので、輸入（引取）申告に際して、納税申告に必要な運賃明細書及び保険料明細書等並びに関税についての条約の特別の規定による便益（WTO協定税率又はEPA税率）を受けるための原産地証明書等の書類を税関に提出することを要しない。</p>

平成24年度 法令改正に係る『指針』内容の変更－新旧対照一覧

頁	新	旧
497 ～ 498	<p>「[9] 軽減税率の適用手続」の参照条文（関税暫定措置法施行令）を変更する。</p> <p>1. 趣旨 (省略)</p> <p>2. 軽減税率の適用手続を要する貨物 関税暫定措置法別表第1において、…(省略)…定められている《暫定令第32条第1項》。 (1)～(17)、(注) (省略) また、…(省略)…定められている《暫定令第32条第2項》。</p> <p>3. 軽減税率の適用手続 軽減税率適用物品について軽減税率の適用を受けようとする者は、…(省略)…提出しなければならない。 この場合の輸入申告は、当該物品の使用者、配分者又は販売者の名をもってしなければならない《暫定令第33条》。</p> <p>4. 記帳義務等 軽減税率の適用を受けた物品については、…(省略)…記載しなければならない。 なお、…(省略)…できていることになっている《暫定令第33条》。 (省略)</p>	<p>1. 趣旨 (省略)</p> <p>2. 軽減税率の適用手続を要する貨物 関税暫定措置法別表第1において、…(省略)…定められている《暫定令第34条第1項》。 (1)～(17)、(注) (省略) また、…(省略)…定められている《暫定令第34条第2項》。</p> <p>3. 軽減税率の適用手続 軽減税率適用物品について軽減税率の適用を受けようとする者は、…(省略)…提出しなければならない。 この場合の輸入申告は、当該物品の使用者、配分者又は販売者の名をもってしなければならない《暫定令第35条》。</p> <p>4. 記帳義務等 軽減税率の適用を受けた物品については、…(省略)…記載しなければならない。 なお、…(省略)…できていることになっている《暫定令第35条》。 (省略)</p>

頁	新	旧
	<p>「[10] 免税適用物品等の用途外使用等の制限等」の参照条文（関税暫定措置法施行令）を変更する。</p>	
	<p>1. 用途外使用等の制限 関税暫定措置法の規定により…（省略）…してはならない。 ただし、…（省略）…できる《暫定法第10条》。 用途外使用等の承認を受けようとする場合には、その承認申請書を当該物品が置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない《暫定令第34条》。</p> <p>2. 用途外使用等の場合の関税の徴収 （省略） この場合において、…（省略）…受けなければならない《暫定法第11条、暫定令第35条》。</p> <p>3. 亡失又は滅却の届出 前記1.の免税適用物品…（省略）…提出しなければならない《暫定令第36条第1項》。 また、…（省略）…提出しなければならない《暫定令第36条第2項》。</p> <p>4. 免税適用物品等の転用 前記1.の免税適用物品…（省略）…準用されることになっている《暫定法第12条、暫定令第37条》。</p>	<p>1. 用途外使用等の制限 関税暫定措置法の規定により…（省略）…してはならない。 ただし、…（省略）…できる《暫定法第10条》。 用途外使用等の承認を受けようとする場合には、その承認申請書を当該物品が置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない《暫定令第36条》。</p> <p>2. 用途外使用等の場合の関税の徴収 （省略） この場合において、…（省略）…受けなければならない《暫定法第11条、暫定令第37条》。</p> <p>3. 亡失又は滅却の届出 前記1.の免税適用物品…（省略）…提出しなければならない《暫定令第38条第1項》。 また、…（省略）…提出しなければならない《暫定令第38条第2項》。</p> <p>4. 免税適用物品等の転用 前記1.の免税適用物品…（省略）…準用されることになっている《暫定法第12条、暫定令第39条》。</p>

平成24年度 法令改正に係る『指針』内容の変更－新旧対照一覧

頁	新	旧
527 ～	「(1) 輸出入申告等入力 (輸出入申告書等の提出不要)」の内容の一部を変更する。	
528	<p>(1) 申告等入力 (輸出入申告書等の提出不要)</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③ 仕入書等、輸出入申告等入力控えの提出</p> <p>電子情報処理組織を使用して輸出入申告等の入力を行った者は、関税等に関する法令により申告等に際して税関に提出すべきものとされている仕入書その他の書類について、当該申告の入力の後、税関長が指定する期限までに、税関に提出しなければならない《NACCS 令第3条第2項》。</p> <p>なお、仕入書については、輸出入申告等を受理した税関長が、輸出又は輸入の許可の判断のために必要があるとして仕入書その他申告内容を確認するために必要な書類 (以下「仕入書等」という。) の提出を求めた場合には、税関長が指定した期限までに、仕入書等を税関に提出しなければならない。</p> <p>この場合において、輸出入申告等の入力を行った者が、当該仕入書の提出を電子情報処理組織を使用して行うときは、仕入書に仕出人の署名を要しない《情報通信技術利用法第3条第4項、関令第60条第1項ただし書、第2項ただし書》。</p>	<p>(1) 申告等入力 (輸出入申告書等の提出不要)</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③ 仕入書等、輸出入申告等入力控えの提出</p> <p>電子情報処理組織を使用して輸出入申告等の入力を行った者は、関税等に関する法令により申告等に際して税関に提出すべきものとされている仕入書その他の書類について、当該申告の入力の後、税関長が指定する期限までに、税関に提出しなければならない《NACCS 令第3条第2項》。</p> <p>なお、電子情報処理組織を使用して輸出入申告等の入力を行った者が、当該仕入書の提出を電子情報処理組織を使用して行うときは、仕入書に仕出人の署名を要しない《情報通信技術利用法第3条第4項、関令第60条第1項ただし書、第2項ただし書》。</p>
	<p>(参考) 電子情報処理組織を使用して行う仕入書の提出</p> <p><u>貨物を輸出入する者は、電子情報処理組織 (NACCS) を使用して税関長に対し輸出入申告をした場合において、当該輸出入申告を受理した税関長の求めに応じ、仕入書等を税関長の指定した期限までに税関に提出することになり、電子情報処理組織を使用して輸入する貨物に係る仕入書を提出することを希望するときは、電子情報処理組織と接続された電子計算機に仕入書情報登録画面 (IVA画面) を呼び出して、登録を要求されている事項を入力する方法により、仕入書を提出することができる</u></p>	<p>(参考) 電子情報処理組織を使用して行う仕入書の提出</p> <p><u>貨物を輸出入する者は、電子情報処理組織 (NACCS) を使用して輸出入申告する場合において、電子情報処理組織を使用して輸出入する貨物に係る仕入書を提出することを希望するときは、電子情報処理組織と接続された電子計算機に仕入書情報登録画面 (IVA画面) を呼び出して、登録を要求されている事項を入力することにより、仕入書の提出することができる。</u></p> <p>なお、<u>輸出申告に際して、電子情報処理組織 (NACCS) を使用して仕入書情報登録をした輸出者は、税関長から書面による仕入書の提出を要求されない限り、書面による仕入書を税関長が指定する期間内に税関に提出することを要しない。</u></p> <p><u>しかし、輸入申告に際して、電子情報処理組織 (NACCS) を使用して仕入書情報登録をした輸出者は、書面による仕入書を税関長が指定する期間内に税関に提出することを要する。</u></p>